

受動喫煙防止対策事業について

1 概要

健康増進の観点から、区民及び施設の管理権原者等に対し、受動喫煙による健康への悪影響に対する意識啓発及び令和2年4月1日から全面施行される改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例等の新制度に関する普及・啓発を行うことにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するとともに、受動喫煙に関する理解の促進を図る。

2 令和2年度実施事業

- (1) 喫煙者・非喫煙者を問わず、様々な立場の幅広い世代に対する普及・啓発を行うためのポスターの掲示、チラシ等の配布、講演会の開催
- (2) 施設の管理権原者等に対するハンドブックや標識掲示パンフレットの配布
- (3) 新制度に則した受動喫煙防止対策の実施を確認するための区内の全飲食店の標識掲示状況確認及び掲示の促進、喫煙専用室の設置等を検討している施設に対する専門知識をもったアドバイザーの派遣

3 これまでの取組

令和2年1月 区内全飲食店にパンフレットと店頭表示用シール型標識を発送
受動喫煙防止対策電話相談窓口（コールセンター）開設
※コールセンターの開設期間は、令和2年3月末まで

4 今後のスケジュール

令和2年4月 区内全飲食店の店頭標識掲示状況確認及び未対応店舗への対応
受動喫煙防止対策専門アドバイザー（労働衛生コンサルタント）
の派遣開始